告示

○東北地方整備局告示第二百十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十一日　東北地方整備局長　小池　剛

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四十五号　岩手県下閉伊郡田野畑村字菅窪六番五から同村字菅窪一九〇番一まで　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月十一日

○関東地方整備局告示第四百九十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年十二月十一日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号　関東地方整備局長　18

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社J建築検査センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	山本　恵

(2)　変更年月日　平成二十五年十一月二十六日

○関東地方整備局告示第四百九十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年十二月十一日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号　関東地方整備局長　23

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社安心確認検査機構

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	田村　涼子
変更後	

(2)　変更年月日　平成二十五年十一月三十日

○関東地方整備局告示第四百九十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年十二月十一日　関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号　関東地方整備局長　5

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　一般財団法人さいたま住宅検査センター

三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	
変更後	大野　俊和、森田　義孝、荒木　健弘

(2)　変更年月日　平成二十五年十二月一日

○北陸地方整備局告示第百九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十一日　北陸地方整備局長　野田　徹

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十一号及び三百六十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
富山市猪谷字一枚田五五一番一から同市片掛字宮ノ前五番二四まで	前	A　八・八〇～五四・八〇（メートル）	一・九一八（キロメートル）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA　八・八〇～五四・八〇　一・九一八　一〇・五〇～五六・〇〇　一・六一八		

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

○中部地方整備局告示第二百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月十一日　中部地方整備局長　梅山　和成

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
名古屋市南区泉楽通四丁目六番一から同市南区七条町三丁目一番三まで	前	二三・五一～五三・八九（メートル）	〇〇・四五三（キロメートル）
	後	二三・五一～八一・四〇	〇〇・四五三

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所